

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の規定による認定申請書

年 月 日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

申請者

住 所

氏 名

印

私は、 _____ (注 1) が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、 _____ (注 1) からの借入金残高の占める割合 _____ % (A/B)

A 年 月 日の _____ (注 1) からの借入金残高 _____ 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

2 _____ (注 1) からの借入金残高の減少率 _____ % ((D-C)/D×100)

C 年 月 日の _____ (注 1) からの借入金残高 _____ 円

D 年 月 日 (Cの前年同期) の _____ (注 1) からの借入金残高 _____ 円

3 金融機関からの総借入金残高の減少率 _____ % ((F-E)/F×100)

E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

F 年 月 日 (Eの前年同期) の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

(注 1) _____ には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること (留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

第 号

年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

宇 都 宮 市 長 佐 藤 栄 一

認定書の有効期限： 年 月 日から 年 月 日まで

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定における提出書類

1 中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書 正本2部
実印（個人事業主は個人印）を押印してください。

2 法人にあつては商業登記簿謄本（正本，発行日が3ヶ月以内のもの）
個人にあつては直近の確定申告書の写し
法人の住所，商号及び代表者名または個人の住所及び事業所の所在地等を確認するために用います。

3 経済産業大臣が指定する金融機関の残高証明書

(1) 直近の分 正本1部 ⇒申請書のA欄，C欄に記入します。

※直近とは申請日前45日間のある時点の日付となります。

(2) 前年同日の分 正本1部 ⇒申請書のD欄に記入します。

※経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関（「指定金融機関」という）については
中小企業庁のホームページで確認してください。

アドレス http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

「セーフティネット保証制度」→「7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整」

4 上記3と同期の試算表（貸借対照表及び損益計算書）

負債の部借入金の項の負債残高（個人からの借入れがある場合はこれを控除した額）が確認できるもの

(1) 上記3(1)と同月の分 1通 ⇒申請書B欄，E欄に記入します。

(2) 上記3(2)と同月の分 1通 ⇒申請書F欄に記入します。

※全ての書類に法人の場合は法人の住所と商号を個人の場合は個人の住所及び事業所の住所と個人名を
付記し，法人の実印（個人事業主は個人印）を押印してください。

※試算表から借入金の債務残高が確認できない場合は，それぞれの試算表，決算書のほかに申請者のすべ
ての金融機関からの総借入残高の確認が可能な残高証明書，借入証書等の正本を添付してください。

5 金融機関の担当者が認定業務を代行するときは，委任状の添付が必要になります。

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定要件

次の全ての要件に該当することが必要です。

- 1 指定金融機関と金融取引を行っており，指定金融機関からの直近の借入残高が金融機関からの直近の総借入残高に占める割合が10%以上であること
- 2 指定金融機関からの直近の借入残高が前年同期と比較して10%以上減少していること
- 3 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期と比較して減少していること